

**死亡保険金と同時に支払われた第 1 回目の特約遺族年金は、相続により取得するものに該当しないことから非課税所得ではないとした事例（平成 17, 2, 22）**

平成 18 年 4 月 16 日

税理士 前野 悦夫

## はじめに

所得税法 9 条第 1 項第 15 号において、「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの（相続税法の規定により相続、遺贈又は個人からの贈与により取得したものとみなされるものを含む）については、非課税所得として所得税を課さない」旨規定している。

本件は、配偶者の死亡に伴い年金払生活保障付終身保険契約（保険事故発生により、4,000 万円の死亡保険金を一括で支払い、かつ、10 年間にわたり毎年 230 万円の年金を支払うことを内容とする保険契約をいう。）に基づいて受領した平成 14 年分の年金が、所得税法 9 条に規定する非課税所得に該当するか、それとも雑所得として課税対象となるかが争われた事案である。

所得税法、相続税法が相互に関連した事例であり、一般になじみやすい題材であることから、この事例を取り上げることにより所得税法 9 条の立法趣旨とその本質について考察してみたい。

## 事案の概要

### 1、事実

本件は、請求人が、配偶者である G の死亡に伴い年金払生活保障付終身保険契約に基づき受領した平成 14 年分の年金が非課税所得に該当するか否かを争点とする事案である。

イ G は、平成 8 年 8 月 1 日に自らを被保険者、請求人を受取人とする年金払生活保障付終身保険契約を締結し、その保険料を死亡の時まで支払った。

ロ 本件保険契約の内容は、次のとおりである。

（イ）被保険者が死亡した場合には、受取人に対して、40,000,000 円の死亡保険金が一括で支払われ、かつ、10 年間にわたり毎年 2,300,000 円の年金（以下「本件特約遺族年金」という。）が支払われる。

（ロ）本件特約遺族年金の支払い時期は、第 1 回目は被保険者が死亡した日、第 2 回目以降は第 1 回目の支払日の年単位の応答日である。

（ハ）本件特約遺族年金の受取人は、将来の年金の受取に代えて、未払い分の現価を一括して受取ることを選択することができる。

（ニ）平成 14 年 月 日、G が死亡したことにより、請求人は、本件保険契約に基づ

く保険受取人としての権利を取得した。

(ホ) 平成 14 年 11 月 8 日、請求人は、H 保険から、死亡保険金 39,823,545 円、及び、本件特約遺族年金の第 1 回目の年金 2,300,000 円の支払いを受けた。

(ヘ) 平成 15 年 8 月 27 日、請求人は相続税の申告書を原処分庁に提出した。当該申告書には、39,823,545 円の死亡保険金及び本件特約遺族年金に対する評価額 13,800,000 円の有期定期金の記載がある。

## 2、審査請求に至る経緯

イ 請求人は、平成 14 年分の所得税申告書を原処分庁について法定申告期限までに確定申告書を提出した。

ロ 平成 15 年 8 月 27 日、請求人は、上記 14 年分の所得税につき、更正の請求をした。

ハ これに対し、原処分庁は、本件特約遺族年金 2、300,000 円から必要経費 92,000 円を控除した 2,208,000 円を雑所得とする更正処分をした。

ニ 平成 16 年 2 月 10 日、請求人は、これを不服として、異議申し立てを経た後、審査請求に及んだものである。

## 3、請求人の主張

イ 年金払いの死亡保険金は、相続税法第 3 条（相続又は遺贈により取得したものとみなす場合）の規定により、みなし相続財産として相続税が課税される。この場合の、相続税の評価は相続税法第 24 条（定期金に関する評価）により評価する。

本件では、本件特約遺族年金は、みなし相続財産として相続税が課税されており、相続税法第 3 条第 1 項第 1 号の保険金そのものに該当し、原処分庁が主張する年金受給権と解する根拠はどこにも見当たらない。

ロ 所得税法第 9 条第 1 項第 15 号は、相続又は遺贈により取得するもの（相続税法の規定により取得したものとみなされるものを含む）は非課税所得である旨規定しており、同号は、一時払いの保険金と年金払いの保険金を何ら区別していない。

したがって、本件特約遺族年金は、非課税所得である。

ハ 原処分は、年金払いの保険金を相続税法上は年金受給権に課税し、所得税法上は個々の年金に課税し、それぞれ別個の財産であるとしているが、次の 3 点において反論する。

(イ) 本件特約遺族年金を一時金として受取った場合には、所得税法第 9 条第 1 項第 15 号に該当し、非課税所得となるが、年金として受取った場合には、同号の適用がないのはどのような根拠によるものなのか。受取り方により課税関係が変わることには疑問がある。所得税法上、年金払いの保険金を雑所得として課税するのであれば、一時払いの保険金も一時所得もしくは雑所得として課税すべきである。

(ロ) 原処分庁が主張するように、本件特約遺族年金は相続税法上年金受給権であり、保険金ではないとしても、受給権とは財産権であって受給権が現金化することでは所得は発生しない。

(ハ) 年金受給権と個々の年金は、それぞれ別個の所得ではなく、年金払い保険金とい

う一つの所得である。課税のタイミングの問題にすぎない年金受給権と個々の年金を、あたかも別個の所得であるかのように観念することは誤りである。

#### 4、原処分庁の主張

イ 相続税法第3条第1項第1号に規定する相続財産とみなされる生命保険金には、年金として支払われるものも含まれるが、これは、個々の年金そのものではなく、年金受給権としてとらえられたものが相続財産として相続税が課税されるものである。

すなわち、年金受給権とその権利に基づいて受ける個々の年金とは別個のものであり、年金受給権は、相続財産として課税されるが、所得税は非課税とされ、個々の年金は、その受給者の所得として所得税が課税される。

ロ 相続税は相続により取得した財産に対して課税するものであり、所得税は実現した所得（価値の増加）に対して課税するものであって、両者は課税対象を異にしているところ、所得税法第9条第1項第15号が相続により取得するものを非課税としているのは、相続という同一原因によって相続税と所得税を負担させるのは、同一原因により二重に課税することになり、これを回避し相続税のみを負担させるという趣旨であって、相続後に実現する所得に対する課税を許さないという趣旨ではないと解される。

生命保険契約に基づく年金に係る所得は、年金受給権が発生したときに発生するものではなく、当該契約に基づき年金の支払いを受ける年分に発生する。

したがって、年金受給権という権利に基づいて受ける個々の年金は、年金受給権そのものとは別個のものであり、年金受給権に相続税が課税された場合であっても、相続後に実現する個々の年金そのものについては所得税法第9条1項15号の適用はなく、同法35条（雑所得）第1項の規定により雑所得となる。

#### 審判所の判断

所得税法は、生命保険契約に係る年金を受領した場合には、同法35条1項および所得税法施行令第183条第1項により計算した金額が、その支払いを受ける年分の雑所得となる旨規定している。

また、所得税基本通達9-18（年金の総額に代えて支払われる一時金）は、死亡を年金給付事由とする生命保険契約等の給付事由が発生した場合で当該生命保険契約等に係る保険料又は掛金がその死亡したものによって負担されたものであるときにおいて、当該生命保険契約に基づく年金の受給資格者が当該年金の受給開始日以前に年金給付の総額に代えて一時金の支払を受けたときは、当該一時金については課税しないものとする旨定めている。

これは、生命保険契約のうち、被保険者の死亡に基因して年金方式により支払われるものについては、受給者の選択により、死亡時に年金給付の総額に代えて一時金で受取ることができるものがあり、このような年金の支払が始まる前に一括払いを受ける一時金については、同じく一時金として支払われる死亡保険金との課税上のバランスを考慮

し、所得税法第9条第1項第15号に規定する「相続により取得するもの」として当該死亡保険金と同様の課税の取扱いを適用しようとするものと解され、同号の規定に照らして相当である。

これを本件についてみると、請求人は、非保険者が死亡した日に本件特約遺族年金を受給する権利を取得し、年金給付の総額に代えて一時金を受取るのではなく、年金方式により受給することを選択して、本件特約遺族年金の支払を請求し受取っている。

したがって、請求人が年金の支払が始まる前に年金給付の総額に代えて一時金の支払を受ける場合には、その所得は非課税所得となるが、本件年金のように年金方式により支払を受けている場合には、当該年金は、「相続により取得するもの」には該当しないから、非課税所得とはならず、雑所得となるものと認められる。

## 研究 裁決に反対

### 1、本裁決の問題点

本裁決は、次の2点においてはなほだ疑問の残る裁決例である。まず第1点は、本件特約遺族年金が原処分庁の主張するように、所得税法第9条第1項第15号に規定する「相続により取得するもの」に該当しないことについて、明確に法的な判断基準を示していないことである。一時金として支払を受ける場合には非課税所得となるが、年金方式により受給する場合には、年金受給権という相続財産と個々の年金は別個のものであると示しているだけであり、年金受給権が何故相続により取得するものに該当しないかについての判断を避けているといえる。租税法律主義の観点からは、多いに問題がある判断である。

第2点目は、租税公平主義の観点からの疑問点である。請求人が主張するところの、同じく相続税が課された相続財産が、なぜ故受取り方の違いにより所得税が非課税になる場合と課税となる場合が生じるのか。もともと課税対象となる所得が、受取り方の違いにより所得分類が何所得に該当するかが分かれることはあっても、所得の源泉が同一のものが課税所得になったり非課税所得になったりすることは、租税公平主義に著しく反することとなる。この点についても審判所は何ら言及していない。

### 2、非課税所得の意義

所得税法上、様々な理由により非課税所得を定めている。これに類するものとして免税所得があるが、非課税所得がそもそも課税対象から除外され、その所得がないのと同様に扱われるのに対して、免税所得は税法上の所得を構成するが、一定の要件の元に税金が免除されるという性格のものである。所得税法上の免税所得の例としては、肉用牛の売却による所得の免税（措置法25）および災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律による税減免（災免法2）がある。（注1）

所得税法において、非課税所得として取り扱われる所得の種類は多岐にわたっているが、主なものをその性質により区分すると次のように分類される。

( 1 ) 社会政策的配慮によるもの

増加恩給・傷病賜金、遺族年金、障害年金等（所法 9 三）

( 2 ) 担税力の考慮に基づくもの

生活用動産の譲渡による所得（同九）資力を喪失し債務を弁済することが著しく困難な場合の強制換価手続等による譲渡所得（同十）扶養義務者相互間において扶養義務を履行するための給付金品（同十四）心身に加えられた損害又は突発的な事故により資産に加えられた損害に基因して取得する損害保険金及び損害賠償金等（同十六）

( 3 ) 必要経費的性格によるもの

給与所得者の旅費等（同四）給与所得者の通勤手当で一定の部分（同五）給与所得者の職務の性質上欠くことのできないもの（同六）国外勤務者の受ける在勤手当で一定の部分（同七）

( 4 ) 少額免除又は貯蓄奨励目的等によるもの

当座預金の利子（同一）子供銀行の預貯金の利子等（同二）老人等の郵便貯金の利子等（所法 10）

( 5 ) 他の租税との二重課税を防止する目的によるもの

相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの（相続、遺贈又は個人からの贈与により取得したものとみなされるものを含む。）

( 6 ) その他の政策上の配慮によるもの

外国政府等の職員の給与（同八）文化功労者年金、ノーベル賞等の一定の賞金（同十三）公職選挙法の適用を受ける選挙に係る選挙活動資金（同十七）公益信託等の信託財産につき生ずる所得（所法 11 ）

上記による分類によれば、相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの（取得したものとみなされるものを含む。）に対する非課税規定は、二重課税を防止するために設けられていることは明らかである。

### 3、所得の意義

所得税の課税対象は個人の所得であることから、所得とは何かを明らかにしなければならない。また、所得税の対象となる所得は、暦年ごとの所得であり、所得が発生し、実現し、または認識されるときに課税要件が成立する。

この所得概念については、いくつかの学説が存在するが、今日では「包括的所得概念」が一般的な支持を受けている。

Henry C. Simons は、1938年に彼の古典「個人所得課税」において**包括的所得概念**を次のように述べている。

「個人所得は、( 1 ) 消費にあたり、行使される権利の市場価値と( 2 ) 問題の期首と期末のあいだにおける財産権の在り高（貯蓄）の価値における差額（変化）との合計として定義されうる。もっとも、所得の用途の観点からすれば、所得は一般に、1会計年度における消費と貯蓄投資の合計を意味する。」(注2)

わが国の所得税法も、この包括的所得概念に基づいて構成されており、すべての所得を課税の対象とする趣旨であると解される。すなわち、所得はいかなる源泉から生じたものであるかを問わず課税の対象となると解すべきであり、現金の形をとった利得のみでなく、現物給付・債務免除益等の経済的利益も課税の対象となると解すべきである。さらに、合法的な利得のみでなく、不法な利得も課税の対象となると解すべきである。なお、不法な利得は、利得者がそれを私法上有効に保有しうる場合のみでなく、私法上無効であっても、それが現実に利得者の管理支配のもとに入っている場合には、課税の対象となると解すべきであろう。(注3)

このように所得税は、暦年におけるすべての所得を課税物件として、これを担税力に応じて10種類の所得に分類して課税される。

なお納税者が取得した経済的価値のうち、原資の維持に必要な部分は、所得を構成しない。これは、制度的には必要経費の控除等の問題として現れるが、これらは資本主義的拡大再生産を保障するために必要な制度である。保険金や損害賠償金も損害の回復であって所得ではない。(注4)

#### 4、本件年金の適正な解釈

所得税法における「所得の意義」および「非課税所得の意義」を、本事案にあてはめたとき本件年金についての解釈は、いか様に判断すべきであろうか。

原処分庁が主張するように、相続財産である年金受給権と個々の年金は全く別個のものといえるのであろうか。審判所は、年金受給権と個々の年金との関係は遮断されたものであり、その関係は引継がれないものであって別個のものであると認定し、請求人の主張を斥けている。

しかし、個々の年金は、年金受給権があってはじめて受給が可能となるのであるから、個々の年金と年金受給権との関係は引継がれていると解すべきであろう。いいかえれば、個々の年金の源泉は年金受給権であり、原処分庁の主張するような別個のものとは認められない。

一方、請求人が主張するように、本件特約遺族年金を一時金で受取った場合と年金で受取った場合の、所得税における所得の認識は同一のものであろうか。

これまで見てきたように、所得税は暦年課税であり、包括的所得概念であることからすると、請求人が10年に渡って受領するであろう個々の年金の経済的利得は、一時金で受取った場合の経済的価値とは同一であるとはいえない。相続が発生した時点における年金受給権とこれを一時金で受領したものは、その時点における経済的価値は同一であると測定できるが、年金として受取った各年における年金には、繰り延べて受取ることによる利息相当分が含まれていることになる。

いいかえれば、分割して受取る各年の年金には、年金受給権を源泉として果実部分だけ経済的価値が増加しているのであるから、この果実については所得が発生し課税の対象と認識される。非課税所得を源泉として発生する果実についてまで非課税とする規定は存在

しない。したがって、この点において請求人の主張にも誤りがあるといえる。

それでは、本事案における個々の年金の所得は、どのように判定すればよいのであろうか。個々の年金の源泉が非課税所得である年金受給権であることからすれば、年金として受取る果実部分にのみ所得を認識し課税すべきである。この前提に立てば、各年における年金の雑所得は、本件においては、2,300,000円から一時金として受取った場合の経済的価値のうち、各年に対応する部分の金額を必要経費として控除した金額となる。

すなわち、請求人は、本件特約付遺族年金を一時金として受取ったものを、本人の年金として払い込んだと同様な経済的効果を認める考え方である。

審判所は、雑所得の計算上92,000円の必要経費を控除しているが、この金額は、被相続人が負担した保険料のうち、年金特約部分に対応するものを認定しているものと推認される。譲渡所得の基因となる資産を相続、遺贈又は贈与により取得した場合には、取得費の引継ぎは規定されているが、雑所得の基因となる資産についての必要経費の引継ぎを規定した法令は存在しない。この点に関しても審判所の判断は誤りといえることができる。

(注1) 注解所得税法 大蔵財務協会 注解所得税法研究会編 131頁

(注2) 実務租税法講義 民事法研究会 山田二郎編 木村弘之亮 54頁

(注3) 租税法第9版 弘文堂 金子宏 181頁

(注4) 前掲書 183頁